

高濃度注射用カリウム製剤の適応外使用に関するお知らせ

当院では、国内で承認された医薬品を、添付文書に示された使用方法と異なる方法（適応外）で使用する場合、その適切性・安全性を審査いたします。その結果、倫理委員会にて下記医療が承認されました。対象者となられる方から事前に同意をいただくことに代えて、当院ホームページにて情報公開することとしています。

なお、適応外使用の薬物によって発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害者救済制度」の対象外となります。本診療について同意できない場合や、ご不明な点などありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	高濃度注射用カリウム製剤の投与
対象患者	当院で治療を受ける患者さんで、低カリウム血症を呈した方
承認日	2025年12月5日
実施期間	承認後から永続的に使用
目的・概要	低カリウム血症に対する治療は通常内服薬でカリウムの補充を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L 以下に希釀して使用することとされています。しかし、患者さんの状態によっては、高度の水分制限が必要な場合や速やかな補正が必要な場合などでは高濃度で使用する場合があります。当院では、ICUで使用する場合は、投与濃度500mEq/Lまでの使用を認めています。
予想される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず患者さんに心電図モニターを装着し、中心静脈からシリンジポンプを用いて使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用法へ移行します。
問い合わせ先	医療法人社団志高会 三菱京都病院 薬剤部 TEL 075-381-2111 (代表)